

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年4月1日
【会社名】	株式会社スタジオアリス
【英訳名】	STUDIO ALICE Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川村 廣明
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田一丁目8番17号
【電話番号】	(06)6343-2600
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宗岡 直彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田一丁目8番17号
【電話番号】	(06)6343-2600
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宗岡 直彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月29日開催の当社第42期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金45円
総額764,297,640円
効力発生日
平成28年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに当社と非業務執行取締役等との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第32条（取締役の責任免除）を新設するものであります。当該新設については、各監査役の同意を得ております。また、監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨の附則を新設するものであります。

株主の皆様への利益還元や資本政策を機動的に遂行できるよう、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設し、この規定の新設に伴い意義の重複する第7条を削除するものであります。

条文の新設に伴い、随時条数の繰り上げ及び繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本村昌次、川村廣明、牧野俊介、宗岡直彦、田中和幸、山本浩子及び田崎學を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

三宅順二郎、竹内定夫及び雨宮沙耶花を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額2億円以内（うち社外取締役分4千万円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	133,774	117	-	(注)1	可決 99.91
第2号議案	129,526	4,365	-	(注)2	可決 96.74
第3号議案				(注)3	
本村 昌次	132,455	1,436	-		可決 98.93
川村 廣明	133,675	216	-		可決 99.84
牧野 俊介	133,675	216	-		可決 99.84
宗岡 直彦	133,672	219	-		可決 99.84
田中 和幸	133,673	218	-		可決 99.84
山本 浩子	133,675	216	-		可決 99.84
田崎 學	132,988	903	-		可決 99.33
第4号議案				(注)3	
三宅 順二郎	132,181	1,710	-		可決 98.72
竹内 定夫	132,939	952	-		可決 99.29
雨宮 沙耶花	132,937	954	-		可決 99.29
第5号議案	133,564	237	90	(注)1	可決 99.76
第6号議案	133,549	252	90	(注)1	可決 99.74

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上